

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2014. 1.10発行(通巻第440号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



●長時間の退職強要で発症したうつ病 審査請求で逆転、労災認定	2
●中山隆嗣先生に聞くー精神科医としての労災とのかかわり	4
●泉南アスベスト訴訟第2陣大阪高裁判決 勝訴! 国家賠償責任をより厳しく認定	8
●韓国からのニュース	12
●前線から マグロ漁船の外国人技能実習生 無事、労災認定 宮崎／杜撰 な審査で公務災害補償打ち切り 養護教諭の災害性腰痛 東大 阪教職員組合 大阪	15

12月の新聞記事から/19

表紙/泉南アスベスト訴訟第2陣大阪高裁勝訴判決 2013年12月26日

'14 1

長時間の退職強要で発症したうつ病 審査請求で逆転、労災認定

風船を持ったウサギをロゴとする企業をご存じだろうか。「西松屋でしょ？」と思った方は不正解。子供服つながりではあるが、西松屋のウサギが持っているのは四葉のクローバーで、風船を持ったウサギはフーセンウサギという子供服メーカーのロゴである。

創立大正10年のフーセンウサギは昨年10月に倒産した。2006年にポラリス・キャピタル・グループという投資ファンドが創業者一族の保有株式の譲渡を受け経営に乗り出したが、経営再建とは名ばかりで、単に人件費を削るために無謀なリストラを繰り返してきた結果売上が激減、資金繰りも悪化し、昨年10月倒産に至った。

本誌2013年9月号の前線ニュースで「退職強要3時間半」と紹介した事案であるが、審査請求で労災認定となったので報告する。

被災者はフーセンウサギ入社4年目の2011年、配転か退職かをせまられ、グループ企業への配転を選んだ。経理から倉庫での商品仕分け作業などへといふこれまでのキャリアを無視したつらい配転を受け入れてがんばろうとしていたところ、配転後にもファンドから送り込まれた上司らによって退職強要を受けうつ病に罹患、働けなくなってしまった。労災請求をしたが泉大津労働基準

監督署から不支給決定を受けた。前回報告したように、配置転換は単純作業であるので心理的負荷は「弱」、退職強要については、経営状態の悪化という正当な理由がある、退職強要は2回のみ、本人はまだ在職中として「中」の評価としたのだ。

その後、審査請求を行い、不支給決定から9ヶ月あまり、ようやく昨年12月に労災として認められた。決定書によると、参与会では参与4名全員が取り消し相当との意見を提示している。実際に被災者が受けた退職強要の回数は2回だが、2回目に行われた上司2人による3時間半に及ぶ退職強要と、その際に卒倒し1時間ほど放置された事実について、監督署段階の「中」から一転、退職強要の心理的負荷強度が著しく高いと判断されたのである。

この事案は、監督署の判断に対し「慙愧に堪えない」と退職強要による発症を主張した主治医の中山隆嗣医師意見書が取り消し決定に影響したことは間違いない。被災者を最初に診察した中山医師は、その後中山心療内科を開業したため、被災者は転院し継続して中山医師の治療を受けていた。にもかかわらず泉大津監督署は、最初の診療所の被災者を診察していない医師が書いた、被災者は以前からうつ病であったと診断し

た意見書を採用していた。

被災者から退職強要の相談を受けたオルフーセンウサギ労働組合など職場の仲間からの支援も絶大で、被災者が決して孤立しなかったことは重要な要因であった。一方、職場にもファンド側に付いた裏切り者も存在し、監督署の聞き取りに対しては被災者をおとしめるような申述を行い、また、陰で被災者に接触しては退職届を書くように迫っていた。この行為は発覚後労組がすぐに中止させたものの、療養中の被災者にいたずらに不安を与え、パニックに陥らせる結果を招き、本人は今も療養中である。

もちろん、監督署による不支給決定も被災者の症状を悪化させた原因のひとつである。退職強要の事実について録音データを提出して臨んだにも関わらず、監督署は意図的にこれを無視した。調査官によると、録音が本物かどうか判断できないため、加害者とされる会社の上司に聞かせて内容が事実かどうか確認したい、と言う。非常識な話であるため、加害者に録音の存在を直接知らせるようなことは差し控えてもらいたい、と書面で申入れを行ったところ、調査官が何をどう曲解したのか、録音が存在しないということになってしまった。この結果、事実認定は会社側の主張に沿って行われ、退職勧奨はなされたものの、被災者本人は社会人としてモラルも常識も欠ける人物であることから退職勧奨を受けたのであり、加害者側からの「あなたはこれからどうしたいのか」という問い合わせに被災者が黙つてしまだつたために長時間を要した、ということになってしまったのである。

審査官にも当初はこの録音資料が渡されていなかつたらしく、監督署から別途取り寄せたという。

「全部聴いたわけではないけれど」という前置きがあったが、審査官は被災者が救済されるべきだという印象を持ったようである。机を叩く音や、辞めたくないと言える被災者への嘲笑、被災者を追い詰め続ける様子を聞けば、誰でも最初の10分で「やり過ぎだ」と感じるものである。少しでも聴いた審査官と、この資料を無視した調査官の差が支給・不支給の差となって表れた。

泉大津労働基準監督署では、「特別な出来事」に挙げられている極度の長時間労働のような客観的な事実がない場合は、専門部会の意見書を求めると言っていた。しかし、嫌がらせや退職強要を精神疾患の原因と自ら判断できないのだろうか。それどころか、意図的に事実を歪めてまで不支給決定を下している。精神疾患に関し、大阪の労災認定率が低いという事情の一端があるように思われてならない。



中山隆嗣先生に聞く —精神科医としての労災とのかかわり

精神疾患に関する労災事案で泉佐野にある中山心療内科の中山隆嗣先生にお世話になった。この話を事務局ですると、安全センターにもかかわりのある先生ということが判明した。昭和50年代の「関西労災職業病」にも先生の論文が載っている。今回、約30年ぶりにインタビューにご登場願った。(聞き手:事務局 酒井恭輔)

35年前のうつ病自殺にかかわって

—まずははじめて扱った労災事件をお伺いしたいのですが。

昭和53年か54年くらいに天王寺にあったお弁当屋さんで、人数もそれほど多くないから配送も厨房もやっていた人がいてね。

配送中に車を居眠り運転か何かで電柱にぶつけちゃって、そのすぐあとに隣の電柱に縄をつるして首を吊った事件だった。

なんでその話が僕の知るにいたったかというと、昔、労災職業病研究会というものを大阪大学と京都大学の医学部の学生有志でやっていて、そのときの阪大の親分だったM君を通じて松浦診療所にかかわり、週1回、土曜日にメンタル診療で松浦診療所に行っていた。そのときに松浦診療所のケースワーカーから「実はこういうケースがあるので、どうにかなりませんか」と話があった。

その当時精神科医だけで別のグループを作っているんな形で活動をやっていて、そちらの親分が府立の病院にいたN先生。そのN先生と一緒に被災者の奥さんに聞き取



りをやって意見書を書いたんや。

奥さんによると事故の一ヶ月前から意欲の低下もあり、「仕事行きたくないなあ」とか言っていたり、食事もあまり食べなくなってきて、セックスの回数も極端に減り、眠れない状態だったという。でも、一切医者にかかってなかったんや。

一周りから見ておかしい、ということがあっても通院していなかつたんですね。

その点が一番労災であるかどうかいうポイントになってくるので、松浦診療所なんかを通じて調べてもらった。するとかなり

の労働時間があって、それが原因でそういう状態になったんや、ということがわかつた。

当時はね、パワハラとかセクハラという概念はあんまりなかった。だから労働時間の超過と事故を起こしてしまったという自責の念が、ベースにあったうつ状態をエスカレートさせるような形で死に至らしめた。このことをN先生と僕で別々の見解で二つの意見書を出した。

あのときね、奥さんが相談したのは知り合いがいるとかで、近所の地域労組、そこから松浦診療所、それから僕らと協力して労災と認めさせた。大阪で最初のメンタル労災事案だったと思う。

精神医療研究会やスモン問題を経て

ーもともと運動に関わりがあったのですか。

学生のとき、昭和46年とか47年の大学構内の毒たれ問題、つまり工学部とか理学部とかが、高濃度の水銀とか病気を起こす原因になるようなものを処理せんとそのまま流している問題の責任追及から始まってね。特に医学部を中心に学生が学内の問題からはじめて、ぼくらは精神医療研究会をやって。

あとスモンの問題ね、それと労災職業病研究会。そういうのが学生の間で組織されて、京都府立医大、京大医学部、阪大医学部が中心になって、関西一円の問題を調べましょうということになっていき、そこからいろんな運動にかかわっていった。

卒業してから僕は泉州の方にきたけれど、大阪の精神科医のグループで、浪速区の田原診療所というところで夜間診療を労働者

のために開いて、うつ病とか、仕事中に病気になった人を主に診るようになった。

ーそのあとも労災事案は扱われてこられたのでしょうか。

いや、病院で働きはじめたからね。僕らの勤めていた時代は入院患者さんの領域が違うから。ほぼ統合失調症。幻覚や、自殺行為、自傷行為を起こす、他害行為を起こすということで入院してくる。病状、病気の種類を含めて、精神病院のなかで労災を扱うというのはなかった。労災に出会うということは開業するまではなかった。

入院患者さんについては家族から言ってくることもあって、今では考えられへんけど、家まで迎えに行くこともよっちゅうあった。紀泉病院という大阪で一番南の病院にいたんだけど、和歌山が主なキャッティングエリアだったから、田辺まで迎えにいったこともある。

留置所なんかでは、警察官からしたら、病者に対して「何するヤツかわからん」という思いがあるから、僕なんかが平気で入っていくやん、そしたら「大丈夫ですか！？」なんて言ってきて。

こちらは本人と話して「どうなんや？ 入院するか？」と同意を取ってから病院に連れて行く。注射を打って眠らせて連れて行くとか絶対しない。「一緒に行こうや」と何時間でも話をする。横から看護師が「無理やりでも連れて行きましょう」とか言うけどそれをやったら後の治療関係がしんどいからね。病気の状態であってもある程度の判断能力はあるんだから。

多いうつ、企業は人の再生を

ー最初に開業されたのは約20年前ですね。

そのころパワハラ事件などありましたか。

そういう概念そのものがなかったから。

P T S Dという考え方もそろそろアメリカからD S M - III (注:精神業外の診断と統計の手引き)が入ってきたくらいからだし。ジャンボ墜落の85年くらいから話題にはなってきたけれど、まだまだ日本ではP T S Dの診断がつくという状態ではなかったね。僕が開業したころからぼちぼち言われだしただろうか。

中山診療所時代では労災を1件、不当配転とかなりのパワハラで発病してしまったケース。組合もしっかりしていて証言者もいたので、労基署も認定に向けて動いていたから意見書もそれほどあれこれ書いてないかな。

一判断基準もあって、労災認定件数も増えてきて、というのは最近のことなのですが、昔と今と何が違うでしょうか。

それは高度経済成長時代には会社もイケイケドンドンでこんな状態になる人はあまりなかったからやろう。今みたいに労働環境の悪化で5人の仕事を3人でしなくてはならなくなったり、ということがなくて、たくさんの人数で売り上げを上げようという雰囲気で。

パワハラもあったやろうけど、いくらでも転職できる。落ち込まんでも嫌やつたら辞めたらええやん、今みたいにここ辞めたら次の仕事ないで、ということはなかった。

ちょうど開業したころは大阪でメンタルクリニックは100をちょっと超えたくらいから150くらいの数字やったんが、ここ20年で350ほどになっている。

それは結局、精神科医の敷居が低くなつたということと、うつ病についてもテレビコマーシャルもあるし、病院に行ってみよ

うということになってきた。

それから自殺件数が15年間3万人を超えてきたこと、自殺対策法とか厚生労働省が広報活動をやつたりとか。実際に、自殺した人の半分以上は病跡学からうつ病であろうと言われている。なおかつその人たちの80%が受診していない。とにかく受診しよう、と企業側からも受診を進めるようになっている。

企業にとっても新人を一人前に育てるコストと、ちゃんとできる人を再生するコストと比べるとやっぱり再生する方がいいわけ。大きな会社ほどそういう考え方をするようになってきて、今まで産業医といえば内科のお医者さんだったけど、精神科の産業医を置く会社が増えている。

精神科の産業医を置いている会社は、リワーク、復帰のためのプログラムを作ったりとかやって、うまく復帰させるようにしていて、昔みたいに100%毎日働けるようならへんかったら出てくるな、という会社は大手では少なくなっている。

とはいえる中小零細になつたら、診断書出したら「もう、うちでいらん」ということになつてゐるね。

うつの病気そのものもまだ誤解されている。「怠けている」とか、「やる気がない」というのは我々は症状として診るんだけど、家族からは「怠けている」「やろうと思ったらできるやん」とね。「新型うつ病」という、これはカッコつきやけどね、自分の好きなことはできるけど、嫌なことはできないというパターンが若い人に多い、と。あれもうつ病の中に入れていいのかという議論はいっぱいあるけれど、僕はうつ病として慎重に薬を使いながらやつてゐるけどね。

関心のある医師もいっぱいいる

—精神障害の労災認定基準についてコメントをいただけますか。

この基準というのは、遅きに失したのではないかと思うけど。

—ここでいう「特別な出来事」があれば労基署で労災認定、なければ部会にかけて、結局認定されないという事案が多いように思います。

一番良いのは医者にかかること。医者にかかるてへん人たちがこんなことをどう証明するかというと難しい。何でもいいから医者に行って、聞き取りによって業務に関連するのではなかったか、と推論する。

大阪はメンタルクリニックが増えてきているから、どこでも近くで先生に会えるようになっているからね。大阪に精神科診療所協会（公益社団法人 大阪精神科診療所協会 <http://www.age.ne.jp/x/diseisin/>）というのがあって、会員が250くらい、ここに入っていない先生も100はいるから350ほどメンタルクリニックがある。

—労災となるとドクターが「実際に現場を見ていないから」と及び腰になるのですが。

医者がまず何を考えるかというと、裁判所まで出て行って証言をしなくてはならなくなるのではないか、そのために時間が取られるというような思いがどこかにあるんとちがうかな。

ひとつね、労災というのがどういう仕組みになっているのかということをちゃんと教えてあげへんといかんと思う。傷病手当金請求書も書かへん医者もいるくらいやから。

幸い、大阪精神科診療所協会にはちゃんと部会もあって、ニュースレターも出しているし、情報はあるんやけどね。特に自殺と労災に関しての勉強会もやっているから、関心のあるお医者さんも大阪府下にいっぱいいるよ。

—そういうお医者さんと一緒に頑張っていきたいと思いますので、今後ともご指導お願い致します。



泉南アスベスト訴訟第2陣大阪高裁判決 勝訴！国家賠償責任をより厳しく認定 国の不当な上告を糾弾する

日本最大、最古の石綿産業地域であった泉南地域のアスベスト被害について、石綿の危険性を知りながら、規制・対策が可能であるにもかかわらず、これを怠った国に対して、国家賠償を求めた裁判の、第2陣原告(被害者33名。原告55名)に対する大阪高裁(裁判長山下郁夫)の判決が、年末12月25日午後1時に言い渡された。

判決は、一審大阪地裁判決より国の規制権限不行使の責任をさらに厳しく認定し、一審では救済されなかつた原告の一部を救済、さらに、国の賠償範囲を全損害の1／3から1／2に拡大した。

原告・弁護団は、国に対して「上告せず、政治解決のテーブルに着け」と強く訴え続けたが、1月7日国は上告した。

日本における深刻な石綿被害を招いた責任が、石綿被害を隠蔽した石綿企業とこれ



国に上告断念を求める(厚生労働省前 撮影:古谷杉郎) 2014年1月5日

を擁護し、対策をサボタージュした政府にあることが誰の目にも明かであるにもかかわらず、この期に及んで上告するとは、まさに、すべての石綿被害者と家族、ひいては国民に対する重大な背任行為に他ならない。

この結果、高裁で逆転全面敗訴し、すでに最高裁に上告されている第1陣訴訟とともに最高裁で争われることとなった。

第1陣訴訟の上告からすでに2年半が経過している。

呼吸困難、やせ細り亡くなった夫へ



（吉野拓也撮影）

退職後、舌苦しさを感じ始め、65歳頃からは酸素吸引のチューブが手放せなくなつた。食事もまともに取れず、スーパー2杯の飯を口に運ぶだけ。タエさんは、やせ細った四郎さんは抱えて風呂に入れた。昨年3月の一审判決。他の原告が勝訴により、四郎さんは入れなかつた。国民の賠償責任が認められたのは1971年までで、81年以降に工場で働いた四郎さんは対象外とされたためだ。

た。
▲本文記事一頁▽

東南石綿訴訟第2陣の控訴審判決で、太田
阪裁判所は25日、原告が勝訴した。一方、
審判決に続き、国への不作為責をみたび
厳しく指摘した。病への不安、苦しみと闘
いながらこの日を待ち望んだ高齢の原告た
ちは閉廷後、「国は上告せず、早期救済に
方針転換すべきだ」と強く要望。一方、国
側は「厳しい判決」と戸惑いを隠せなかつ
た。

（昨年6月に）夫の西郷さん（当時75歳）が脳梗塞で亡くなった赤松タエさん（75）（大阪府泉南市）は閉院後（の記者会見で）涙を流した。「生きていたら、もっと喜んだんだがつに……」。1審は賠償の対象外とされた夫。今回、救済された。

勝訴見届けたよ

「僕の命はもうもない。

卷之四

護団副団長の村松昭夫弁

外護 準局を訪れ、早期解決を

泉南石綿訴訟 原告続いた妻報告

「僕の命はもうもない。解決を見届けて死にたいです」。四郎さんは審判後、震えた字で、首相らに宛てた手紙を書いた。姿容が悪化して「亡くなつた」のは、その約3か月後。タエさんは「代わりに見届けるのは私しかいない」と、控

おじいちゃん
買ひ
著者: タクミ・タケシ

護団副團長の村松昭夫弁士は「被害者に対し、国が直接の責任を負うことを認めた画期的な判決。国は裁判を長引かせず、一步でも解決に向けて進めてほしい」と話した。

が、護衛局を訪れ、早期解決を求める要望書を提出。同省内で記者会見した川崎義也さんは「政府には国民の生命財産を守る義務がある。それを捨ててまで上告するのか。生きているうちに全面解決してほしい」と訴えた。

泉南石油の責任を巡る訴訟の判決で分かれたたの判断	第1陣・1審判決(2010年5月)	第1陣・2審判決(11年8月)	第2陣・1審判決(12年3月)	第2陣・2審判決(13年12月)
国の責任	○ 1960年時点で排気装置の設置を義務付けなかったのは違法 ○ 72年時点で粉じん濃度の測定結果の報告、改善を義務付けず、違法状態が続いた	○ 国の法整備、行政指導などとの内容は合理的だつた	○ 60年時点で排気装置の設置を義務付けなかったのは違法 × 72年時点で設置を義務付け、違法状態は解消された	△ 58年時点で排気装置の設置を義務付けなかったのは違法 ○ 72~95年に防じんマスク用の義務付けを怠り、74年88年は粉じん濃度の規制不十分で、いずれも違法
賠償の範囲	○ 企業とともに全ての責任を負う	× 責任なし	△ 最終的な責任は企業とし、国は全額の3分の1	▲ 規制で全ての被害を回避したとは言えず、全額の2分の1

タ旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の周辺住民らの被害が発覚した2005年の「クボタショック」以降、各地で次々と表面化した。被害を防止策を怠ったとして国が不作為責任を問う訴訟も06年から相次ぎ、最高裁と8高裁・地裁で計11件が係争中。うち泉南石綿訴訟の審理が最も先行し、他の訴訟に影響する可能性がある。「環境型」（1件）の建設現場の労働者らによる「屋外・建設労働者型」（7件）③クボタ旧神崎工場の周辺住民らが訴えた訴訟場の周辺住民らが訴えた訴訟は①泉南ならびに石綿紡織工場元従業員の「屋内・工場労働者型」（3件）②

後続の訴訟に影響も

司法の良心感じる

買い替えで買取
シヨウカラセ

村山武彦・東京工業大教授(リスク管理論)の話「1事の控訴審判決は、国の厳格な規制は『産業社会の発展を阻害しかねない』」としが、今回は原因と責任に焦点をあて、排気装置の設置を義務付けるべきとする原告は1審判決より早めに訴訟を開始。当時の科学的知識や技術水準などを丁寧に検証しており、司法の良心を感じさせた。弁護団の計5代田区の厚生省労働局長は「被害者は直接の責任を負ったが、間接的な責任を負った」と報告した。勝つべく笑顔を見せた弁護団は、見守つてください。

寻求判决上以具体的

実施したかどうかだ。建設労働者型では、防じんマスク着用を罰則付きで事業者に義務付けるべきだったかが問われ、環境型では、工場周辺に飛散したこと綿が健康被害を招くことを予見できたかも争われている。

泉南石綿訴訟以外で判決が出た3件のうち、首都圏の建設労働者による訴訟の1審・東京地裁は国の責任を認めたが、残る2件は国の責任を否定しており、判断が分かれている。



建白書を首相官邸に（市民の会代表柚岡一禎さん、原告・南和子さんたち）

泉南アスベスト訴訟にかかる最高裁の判断が極めて注目されることはもちろんだが、日本の石綿被害の原点たる泉南アスベスト被害について正しい判断を最高裁にさせる

ためにも、石綿問題をさらに掘り起こし、るべき救済、補償、予防を実現する取り組みを広めてくことが大切だと思う。

●第2陣大阪高裁判決の骨子・要旨

<http://www.asbestos-osaka1.sakura.ne.jp/kataseru/supporter/post-127.html>

●国の上告に対する原告団・弁護団声明

<http://www.asbestos-osaka1.sakura.ne.jp/kataseru/supporter/post-134.html>

国上告の前日1月6日、原告団などは以下の建白書を安倍首相に届けた。

建 白 書

安倍内閣総理大臣におかれましては、日夜国務にご精励の段、大慶に存じます。

ご承知と存じますが、昨年末の泉南アスベスト（石綿）訴訟の2陣控訴審判決で、大阪高裁は、国の対策の遅れが労働者らの健康被害につながったことを認め、金員の支払いを命じました。国は判決を重く受け止め、真摯に救済に取り組むと同時に、今高裁判決を受け入れ、上告しないことを強く要請致します。

大阪府の南部泉南地域は、戦前からアスベスト紡織製品の生産が盛んで、戦後は鉄鋼・造船・自動車・重化学産業に不可欠の資材を供給しつづけ、経済発展に貢献しました。

裁判では国がいつアスベストの危険性を認識し、相応の対策を講じたかが争点となりましたが、判決は、産業発展を優先させ国の責任を認めなかった1陣高裁判決を明確に否定し、昭和33（1958）年には石綿疾患発症の医学的な判断が確立していたこと、また、石綿粉塵の濃度規制が欧米先進国に比べ10年以上遅れたことを指摘、国の不作為は明らか且つ違法であると認定しました。

泉南のアスベスト工場は殆どが零細企業と家内工業です。被害は従業員だけでなく、経営者や下請け、その家族に及んでいて、企業責任の追及は最早不可能です。今回の判決は、補償金

額の点で問題を残しつつも、当地域の実情に即した常識的な内容を含んでいます。規制すべき期間を一審の12年から37年に拡大したこと、運送中に暴露したと見られる運送業者を救済の対象としたことでも、筋の通る判決となっています。

裁判を起こして以来7年有余が経過しました。小さな原告団ではありますが、この間に13人が死亡、生存者は半数を切りました。残る患者原告も日に日に病状が進む中で、苦境に耐えています。「一部不満は残るが、なんとか生きているうちに確定判決をいただきたい」というのが、原告と家族に共通した願いです。

内閣総理大臣のご指導とご英断を賜わり、上告せず今判決を確定させるべきこと、建白書を以ってお願い申し上げる次第です。

2014年1月6日

泉南石綿被害国家賠償訴訟原告団 共同代表 南和子
原告 満田より子 原告 藤本幸治 原告 湖山幸子
泉南地域の石綿被害と市民の会代表 柚岡一禎
副代表 中村千恵子
全国石綿対策連絡協議会事務局次長 澤田慎一郎

アスベスト 広がる被害
大島秀利 著

高い断熱性や耐久性から、かつては”奇跡の鉱物”といわれたアスベスト。しかし今、その微細な纖維を吸い込んだことによる健康被害が広がっている。建築物など身近に潜む危険から、被害者の声、取るべき対策まで、アスベスト報道で新聞協会賞を受賞した記者が、取材の経緯も交えながら、その全貌を明らかにする。

■岩波書店 岩波新書
■定価 798円（本体 760円 + 税5%）
■2011年7月20日

アスベスト禍はなぜ広がったのか
日本の石綿産業の歴史と国の関与
中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかつたのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

韓国からのニュース

■現代製鉄唐津工場 ガス漏出で死亡事故発生／昨年9月から12人が死亡

労働界と雇用労働部、警察によれば、1人が死亡し8名が負傷した26日の現代製鉄唐津工場の発電所ガス漏出事故は、安全措置の不備に伴う事故である可能性が高いことが分かった。

事故発生直後に調査に当たった労働部・天安支庁は、正常な状態では外部へ排出されなければならない毒性ガスが逆流し、漏れて発電所の配管の中で作業をしていた労働者が吸入したと見ている。天安支庁の関係者は「発電所を運営する現代グリーンパワーの関係者と被害労働者に追加の調査が必要だが、現代グリーンパワーの制御室の間違いで、閉じていなければならぬバルブが開かれていたと見られる」と話した。

唐津警察署によれば、亡くなったヤン某(51)氏を含むガスを吸入した9人の労働者の内、一部しかガス警報機を着用していなかった。

今年の5月にも現代製鉄の唐津工場で、協力業者の労働者5人がアルゴンガスの漏出で窒息して死亡する事故が発生した。先月は外注工事業者の配管工が墜落死するなど、昨年9月以後12人の労働者が現代製鉄唐津工場で事故によって亡くなった。

金属労組は「現代グリーンパワーの大株主である現代製鉄は、安全規則の遵守と遵守状況を管理する責任がある」とし、「現代製鉄、大宇建設、請負会社を産業安全保健法違反で調査するよう」要求した。2013年11月28日 毎日労働ニュース キム・ハクト記者

■柳成(ユソン)企業、労災発生率1位・隠蔽2位／労働部、昨年の労災多発事業場243ヶ所の名簿公表／労災隠蔽1位は起亜車光州(クァンジュ)工場

2011年にストライキで解雇され、労働委員会から復職命令を受けた労組組合員を重懲戒するなど、労使の紛争事業場として悪名を馳せた柳成企業(ヨンドン)工場の労災発生率が、全国で最も高いことが分かった。労災隠蔽率も全国2位だ。

雇用労働部が先月29日、労災発生率が高かったり死亡事故が多数発生した事業場246ヶ所の名簿を、労働部のホームページに公開した。柳成企業のヨンドン工場(災害率24.45%)とサムスン物産(株)のサムスン電子次世代研究所の建設現場(発生率7.19%)、起亜自動車(株)の光州工場(発生率6.86%)など、199の事業場が労災多発事業場の名簿に載った。労災多発事業場は、平均災害発生率が同業種の規模別平均を上回る事業場のうち、上位10%に当たる。

死亡事故多発事業場は、昨年8月に爆発事故で8人が死亡したLG化学(株)の清州(チヨンジュ)工場、同年9月にフッ素ガスの漏出で5人が死亡した(株)ヒューブグローバルの亀尾(クミ)工場、同年12月にページ船の転覆事故で12人が死亡したソクチョン建設(株)の蔚山新港北防波堤築造工事現場など30ヶ所。死亡万人率が同業種の規模別平均を上回る企業である。

労災発生報告義務違反事業場には、起亜車の光州工場(90件)と柳成企業のヨンドン工場(38件)など7ヶ所が挙げられた。

危険物質漏出や火災・爆発などの重大産業事故が発生した事業場は、LG化学清州工

場とヒューブグローバルの亀尾工場など7ヶ所だ。

名簿に掲載された企業は今後2年間、企業はもちろん役員まで政府褒賞を制限される。パク労働部労災予防補償政策局長は「安全事故の再発防止のために事業場への指導を強化し、安全管理が不良な事業場は司法処理する」と話した。2013年12月2日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■長時間労働に苦しめられる郵便局労働者が危ない／週平均64.6時間・特別期には85.9時間勤務

「毎年、正月(旧正月)と秋夕(旧盆)には朝7時から夜12時まで配達し、明け方1～2時まで翌日配達する郵便物を仕分けします。一度は配達中に凍りついた道で倒れました。ものすごく痛かったのですが、そのまま仕事をしました。数日後には交通事故に遭いました。その時初めて病院に行ったところ、すでに肋骨にひびが入っていると言われました」。

「集配員の特別期などは週当たり70時間勤務」

国会環境労働委員会のウン・スミ民主党議員と労働者運動研究所、郵便局の集配員で構成された『集配員の長時間重労働をなくす運動本部』は2日に記者会見を行い、「郵便局の集配員の長時間・重労働が慢性化され、災害率が高まっており対策が急がれる」と話した。この日発表された『集配員労働者の労働災害、職業別実態と健康権確保方案報告書』によれば、集配員の平均週当たり労働時間は64.6時間であった。労働者運動研究所が4月25日～5月10日に全国の集配員246人を対象に労働実態を調査した結果である。

郵便物量の暴走期(毎月11日～20日)と特別期(正月・秋夕・選挙時期)には、集配員全体の87.1%と97%が、それぞれ週当たり70時

間以上働くことが明らかになった。暴走期の平均週当たり労働時間は70.2時間、特別期は85.9時間に達した。正規職労働者の平均労働時間の42.7時間(3月の経済活動人口付加調査基準)をはるかに超えている。7月から施行された産業災害補償保険法の施行令改正案によれば、1週平均60時間を越える業務時間は脳心血関係疾患の発病と強い関連性があるとされている。それだけ集配員はいつも労災の危険を抱えて働いているという指摘だ。欠勤者の物量を代わりに配達する『兼配』まですれば、労働時間は月平均8.6時間ずつ更に増えることが明らかになった。

「労災の危険は高いが労災申請は容易ではない」

一方で、休憩時間は一日1時間にもならなかった。集配員はオフシーズンに一日平均10時間働き、やっと47.2分休んだ。暴走期と特別期には一日平均13.1時間と15.3時間ずつ働きながら、休憩時間は44.6分と37.3分にとどまった。

健康状態も悪かった。半分に近い43.3%が、直ぐに病院での治療が必要なレベルの深刻な筋骨格系疾患を病んでいた。腰など身体の1ヶ所以上が筋骨格系疾患を病んでいる集配員は74.6%に達した。筋骨格系疾患が多い自動車製造業の労働者よりも、多くの身体部位の痛みを訴えていることが確認された。

集配員の51%が勤務中に交通事故を体験した。配達業従事者の35.2%、クリックサービス従事者の38.7%よりも高い数値だ。

このような問題の核心には長時間労働にあると指摘される。長時間働くほど、疾患・事故の危険は高まった。週76～83時間働く集配員は、平均2.8ヶ所、100時間働く集配員は5.4ヶ所の身体部位に筋骨格系疾患が疑われるすることが明らかになった。また一日12

～15時間働く暴走期の事故発生危険率は、8時間未満の勤務者より11.3倍も高まると調査された。

それにも拘わらず、労災申請率は3年間で29件に過ぎなかった。承認率も10.3%に過ぎなかった。労働者運動研究所は報告書で、「郵政事業本部所属の集配員が1万6千人いることを勘案すれば、職業病の隠蔽と労災不承認の問題は深刻だ」と話した。

このような結果については政府と郵政事業本部に、△直ちに人員を補充、△一日の宅配物量個数の制限、△日没後の配達禁止、などを求めた。合わせて、集配員の労働実態調査と死亡事故再発防止の改善策作りが必要だと主張した。

チエ郵政労組・始興(シフン)郵便局支部長は「郵政事業本部が収益のために宅配を増やし、集配員は倒れる一步直前」。「人員補充と長時間労働根絶のために社会的な共同対策委員会を構成するなど、政府と郵政事業本部、社会の各界・各層が一緒に対策を準備するように願う」と話した。2013年12月3

日 每日労働ニュース ユン・ソンヒ記者

■「今日の危険指数、アプリで確認して」／安全保健公団、リアルタイム危険予報アプリ『危機脱出安全天気』配布

安全保健公団が、変化する天気によって変わる労災の危険指数を知らせるアプリケーション『危機脱出安全天気』を発表した。

危機脱出安全天気アプリは使用者の位置によって変わる気象情報をリアルタイムに提供し、これを土台にした健康指数と労災危険指数の情報を提供する。健康指数は全部で8項目で、紫外線指数・食中毒指数・不快指数・熱指数・皮膚疾患指数・喘息と肺疾患指数・風邪指数・脳卒中指数で構成される。項目別に『非常に高い・高い・普通・低

い』の4段階の危険レベルと注意事項を知らせる。

労災危険指数は9項目。倒れる・巻かれる・落ちる・交通事故・ぶつかる・崩れる・酸素欠乏・爆発と破裂・火災である。アプリ使用者の倒れる指数が『非常に危険』の場合、「室外での活動の中止を勧めます」という注意事項がスマートフォンに表示される。災害事例と予防対策も提供される。

アンドロイド・フォンの使用者はプレイストアで、アイフォンの使用者はアップストアで、『安全公団』でも『危機脱出』でも検索すればアプリを無料でダウンロードできる。公団関係者は「昔から蓄積された産業災害統計と天気データをベースに、労災危険指数情報が提供される」として「現場労働者の危険を事前に予防するのに役に立つと期待される」と話した。2013年12月5日 每日労働ニュース ク・ウネ記者

■パノリム－サムスン電子『白血病謝罪・補償・再発防止』を正式議論

半導体労働者の健康と人権守りパノリムが、結成から6年目にサムスン電子と謝罪・被害者補償を議題に本交渉を行う。

パノリムは9日にサムスン電子の本社前で記者会見を行い、「サムスン電子との本交渉で、職業病問題に対する謝罪と、補償・再発防止対策を要求する」と明らかにした。パノリムが把握しているサムスン電子の職業病被害者は138人。この内56人が既に亡くなっている。

パノリムは今年1月に三星電子の対話の提案を受け容れた後、被害者遺族2人とパノリム活動家2人で実務交渉団を構成し、3月に1次実務交渉を始めた。両側は本交渉の対象・場所・議題について考え方の違

(18頁に続く)

前線から

マグロ漁船の外国人技能実習生 無事、労災認定

宮 崎

先月中旬、マグロはえ縄漁船内で同僚に腕を折られた外国人漁業技能実習生の休業補償給付について支給決定された（経緯は本誌2013年7月号参照）。宮崎県の日向市漁協に所属する事業主に対する聞き取り部分は明らかではないが、事故の発生は認めたらしく、まずは日本で治療した期間である約20日分に対して休業補償給付が支払われた。今後は、本国で療養している期間に対する休業補償給付請求と、本国医療機関で受けた療養の費用に対する請求を行う予定である。

インターネット時代であるため被災者が本国に帰国しても情報のやり取りは行いやすくなつたが、医師の悪筆はどうやら万国共通のようで、何が書かれているのかさっぱりわからない。

メールで本人に尋ねても、「僕も読めません」という回答である。持てる力をすべて注ぎ込んで解読にあらなくてはならなくなってきた。

さて、休業補償が認められたが、船員であるため船員保険からも休業手当金が支給される。労災保険からの給付基礎日額の60%にあたる休業補償が支給され、残り40%分を船員保険が補償する仕組みになっているのである。その手続きも併せて行っていく必要があるが、被災者の賃金が非常に低い。1ヶ月の賃金の内訳が、

基本手当 70000円
航海手当 40320円
その他手当 5380円
となっており、合計しても11万5700円にしかならない。当然、給付基礎日額も3773円と低額で労

災の最低限度額の適用となりそうだ。漁船に乗り、昼も夜もない就労でありながら、ここまで低いということがあるだろうか。社団法人大日本水産会の発行する「外国人漁業技能実習の手引き」によると、「日本人と同等の給与水準を保障し、かつ、最低賃金法で定める基準を下回らない金額でなければなりません。技能実習生の最低賃金は社団法人大日本水産会と全日本海員組合との中央協定で定められた最低基準を使用してください。」とあることから、この金額が労使協定上の最低基準であると思われる。しかし、こんな額で我が国の若年労働者が働くとするはずがない。最近は漁業就業フェアも活発に行い、「悩む前に、来ればいい。」とコピーを付けているが、誰だって悩むぞ、こんな条件では！

さて、この低賃金について管轄の延岡労働基準監督署に尋ねてみると、よっぽどでたらめでない限りは提出された資料を元に給付基礎日額を決定するという。さらに安全衛生について言

えば、船上における事故であるため、監督署の安全や監督の対象にならないらしい。となれば、労災隠しも横行するのではないだろうか。日向市漁協の担当者は、今回の事故処理を「私たちのミス」と表現した。しかし、手の骨にひびが入った労働者を働くせた挙句、同僚が故意に骨折させ、労災隠しをしてろくに治療も受けさせずに帰国させたのであるから、ミスではなく犯罪である。

はえ縄漁は危険度の高い漁であり、何十kmも縄を張ることがあるという。このため縄が他船と交差して転覆を引き起こす可能性も高い。救命筏やライフジャケットの常備などされていないことから、この漁協に所属する漁船では技能実習生だけではなく日本人船員から多くの行方不明者を出している。これ以上の犠牲者を出さないためにも、一度漁協と話をしに行くことにする。

かつた。

養護教諭は地方公務員災害補償基金大阪府支部に公務災害を申請し、すんなり決定を受け療養を続けてたところ、その後、支部は療養費について発症から2ヶ月ほどの時点で打ち切った。基金大阪府支部は当初の保存的治療を行った三つの病院の療養費は認めたが、入院・手術を受けた〇病院へ転院した日以降の療養費を不支給としたのだ。

不支給とした理由はこうである。まず、被災職員の診断が「すべりを伴うヘルニア」であったこと、約6年前に腰椎椎間板ヘルニアで入院治療したことから、基礎疾患のヘルニアが急性増悪したものと考え、急性症状に限り公務との因果関係を認めるのが妥当と判断し、急性症状の消退した時点で公務災害としての補償は終了するとした。そして〇病院での手術は基礎疾患のヘルニアの根治治療であるから急性症状の治療に当たらないとして、〇病院の療養費を不支給としたのだ。

教諭はもちろんこの判断

杜撰な審査で 公務災害補償打ち切り 養護教諭の災害性腰痛

東大阪市教職員組合

大 阪

過労疾患による公務災害やメンタルヘルス不調の休職者が多いといった話題で新聞記事に取り上げられることが多い教職員だが、センターには以下のような相談が持ち込まれた。

東大阪市教職員組合からの相談で、学校の部活指導中の転倒事故による腰痛だった。被災職員は養護教諭の女性で、バレーボール

部の顧問をしていた。3人レシーブという、生徒3人にボールを打ち込んでカットトレシーブさせる練習中に、それたボールを無理に打ったためにバランスを崩して転倒し、身体の右側の腰や足を体育館の床で強打した。直後は自分で立ち上がることができないほどで、その後も痛みのためにろくに歩くことができな

に納得がいかなかつた。

事故後早い時点で、教諭は手術を希望して〇病院を紹介してもらって予約を入れたのだが、専門医の診察日の予約が立て込んでいて2ヶ月後の日付しか取れなかつたのである。そのため仕方なく、それまでの間他の病院に通つて投薬、シップなどの保存的治療をしたが、まったく回復せず、2ヶ月たつた時点でもろくに歩けない状態で、家人に車で病院まで連れて行ってもらって、病院では車椅子移動していた。なので〇病院に転院した日というのは、本人にとっては急性症状が消退した日でもなんでもなかつた。

通達の見落としも…

地方公務員災害補償制度は地方公務員災害補償法施行規則や「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日付け地基補第153号）などで規定され、基礎疾患を有する場合の取り扱いについて、公務が基礎疾患を憎悪させた部分に限り、急性症状が消

退した時点で終了することとなつてゐる。腰痛については、「腰痛の公務上外の認定について」（理事長通知）に基づいて運用され、さらに『「腰痛の公務上外の認定について」の実施について』（以下、「実施について」とする）という通達がだされている。その「実施について」の、「4（2）治療の範囲」では、「腰痛の既往症又は基礎疾患のある職員に理事長通知の記の1又は2の事由により腰痛が発症し増悪した場合の治療の範囲は、原則としてその発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限ること。ただし、その状態に回復させるための治療の必要上既往症又は基礎疾患の治療を要すると認められるものについては、治療の範囲に含めて差し支えないこと。」とある。

つまり、通達では根治治療であつても治療の範囲として認めることができるようにになっているのである。腰痛について、ここまででは急性の痛みでこれは元もとの疾患の分、などと分けることが不可能なのは誰にで

も分かることである。医学的にもこれを厳密に判断するのは至難の業であろう。だからこそ、根治治療も認めてよいとの文言が通達に入つていると考えてよいだろう。

今回のケースはこの「実施について」をまったく失念していた可能性が高い。

また情報公開で大阪府支部が判断した資料を手に入れてみた結果、「急性症状の消退した時期」についてもまったく杜撰な調査しかされていないことが分かつた。

カルテを入手していたのは初診の〇病院のみで、通院期間はわずか13日、その後の病院は主治医に文章照会をしただけだった。〇病院のカルテも見ていない。急性症状が消退したという判断の元になつている資料は、2回通院した〇病院の主治医の文書回答で、〇病院転院の23日前の診察で「再診時痛みは改善している」と一言かかれているその部分のみだった。

他の医師の回答や〇病院のカルテには改善や軽快など症状が良くなつたとの記

載はまったくない。
そこで大阪支部審査会には審査請求で、〇病院での手術は根治治療であっても「実施について」にしたがって治療の範囲に含めて差し支えない事案であること、急性症状の消退の時期について十分な調査がされてあらず、調査をやり直すべきであるとの2点を主張した。本人の申立書をつけて病状と治療の経過を詳しく説明し、以前の治療時の

カルテと〇病院のカルテも提出した。

口頭意見陳述へ

手術の2ヶ月後には養護教諭は職場復帰し、激しい運動は出来なくなつたが自力歩行できるようになり今は部活指導も再開している。残る心配は公務災害補償である。

今回の事案は基礎疾患があるとの点を重視しすぎ

て、通達を見落とし、さらに医学的な調査も怠つてしまつたものである。審査請求では少なくとも医証の検討をきちんとやり直してもらえることと思う。そうすれば、あのとくと判断は決まってくるだろうし、当然、取消しとの結論が導き出されるものと思う。

強い態度で、今月の口頭意見陳述に挑む予定である。

(14頁の続き)

いを見せたが、9月の4次実務交渉で合意点を準備した。

両者はサムスン電子半導体の器興(キフン)事業場で本交渉を持つことにした。パノリム側の交渉団は被害者の家族8人、パノリムの活動家2人、書記1人、傍聴1人で構成される。争点であった交渉議題は、謝罪・補償・再発防止対策に決めた。

両者は補償に関して、サムスン電子の半導体部門と94年から昨年の間にLCD部門に従事した労働者にも適用基準を準備する方針だ。先月20日に、サムスン電子が18日午

後3時から本交渉をしようと提案し、パノリムはこれを受け容れた。

パノリムは記者会見で「今回の本交渉は、職業病の被害者家族が6年間動搖することなく、真相究明と労災認定のために闘ってきたから可能になった」とし、「協力業者を含め、サムスン電子で働いてきた労働者を包括し、疾病と死亡に対する事後対策だけでなく、事前に予防する方法を作れるように本交渉を進める」と話した。2013年12月10日 毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者
(翻訳:中村 猛)

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み: Tel: 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://joshrc.info/

12月の新聞記事から

12/7 「ブラック企業」への対策強化で厚生労働省は来年度から電話相談を夜間と休日にも拡充する。ほか離職に悩む若者の相談に応じる窓口を開設する予定。東京、名古屋、大阪にある「わかものハローワーク」でも、就職後も若者の相談に職員が応じる専用窓口を来年度から常設する。

12/9 海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所の上司からパワーハラを受けた元防衛事務官の女性(62)が国に約530万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、長崎地裁佐世保支部は国に11万円の支払いを命じた。判決は「指導の範囲を超える、尊厳を傷つけ精神的打撃を与える発言で違法」と判断。

「ワタミフードサービス」の新入社員だった森美菜さんの過労自殺で、両親が創業者の渡邊美樹参院議員ら会社側に「懲罰的慰謝料」を含む約1億5300万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。代理人弁護士によると懲罰的慰謝料の請求は過労死・過労自殺をめぐる民事訴訟では異例。被告は同社と持ち株会社「ワタミ」の法人2社、渡邊氏ら個人3人。

12/10 厚生労働省は従業員がアスペクトの病気で、2012年度に労災認定や救済認定された1048の事業所名を公表した。累計は1万1332人。19日厚生労働省は14年9事業所に訂正した。

体育館の管理業務に従事していた北九州市の男性が国に、じん肺と認めなかつた決定処分を取り消しを求めた訴訟の判決が福岡地裁であり、「じん肺にかかっていた」として処分を取り消した。男性は1990年~2005年、北九州市立総合体育馆で電気や空調、給排水の保守点検に従事。

12/11 千葉県がんセンターの麻酔科医だった40代の女性が、違法な医療行為をやめるよう上司に訴えてパワーハラを受け退職に追い込まれたとして、県に200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決があり、千葉地裁は50万円の支払いを命じた。千葉県警は11年7月、医師法違反の疑いで手術管理部長と歯科医を書類送検。地検は12年3月起訴猶予処分とした。

上司のパワーハラでうつになり退職せざるを得なくなつたとして、大阪府の50代女性が住友生命保険(大阪市)と上司に計約6300万円を求める訴訟が、同社などが解決金4000万円を支払い、元上司が女性に謝罪する内容で、大阪地裁で和解した。11月13日付。女性は2003年に大阪府内の出張所長になったころから、保険契約の成績を別の社員に付け替えるよう上司から強要され、応じなかつたことから叱責を受けるようになり、暴言を受けうつを発症し休職。

「ヤマダ電機」の店舗に勤めていた男性社員(23)が自殺したのは、長時間労働でうつ病になつたためとして、遺族が同社に約1億2000万円の損害賠償を求め、前橋地裁高崎支部に提訴した。男性は新規開店予定だったテックランド柏崎店で管理職のフロア長として勤務し2007年9月19日、同市内の社宅で首つり自殺した。死亡までの1ヶ月間の時間外労働は約106時間で、長岡労働基準監督署が11年6月に労災認定した。

12/12 青森県警はLINEなどで部下の女性にパワーハラやセクハラを繰り返したとして、県警本部に勤務する男性巡査部長を停職1ヶ月の懲戒処分にした。LINEで一方的に非難したり、「超大好き」などと書いたほか、直接失敗を責め立てたり、

頭突きなどの暴行を加えたりした。

12/13 厚生労働省は14日までに、2015年春卒業予定の大学生や大学院生の雇用を希望する企業に過去3年間の採用者数と離職者数を求人票に明示するよう要請することを決めた。

野村証券の社員だった横浜市の男性が、営業目標が達成できなければ自分の車を売るよう上司から提案されるなどのパワーハラを受けたとして、会社側に約480万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は25万円の支払いを命じた。

12/17 「ブラック企業」対策として、全国5111の企業や事業所に9月に実施した監督結果を発表。全体の82%の4189企業・事業所で長時間労働や残業代不払いなどの法令違反があり、是正勧告した。うち違法な時間外労働があったのは43.8%の2241。残業代不払いは23.9%の1221。

12/18 文部科学省の調査では、精神疾患で24年度に休職した公立校などの教員が4960人で、19年度以来5年ぶりに5千人を下回った。うち復職したのは1902人、退職1009人、休職中2049人だった。

12/19 近畿管区警察局は部下の事務官にパワーハラを繰り返したとして、同警察局滋賀県情報通信部の男性係長を減給100分の10(1ヶ月)の懲戒処分にした。係長は部下の男性事務官に何度も「アホ、ボケ、カス」と暴言を吐き平手でたたくなどの暴行を加えた。

12/20 石油プラント会社「新興プランテック」(横浜市)に勤め、2008年に過労自殺した男性社員(24)の遺族が、損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は会社に約2300万円の支払いを命じた。国と労働組合への請求は退けた。裁判長は時間外労働の労使協定の上限について「適用除外に当たり、違法ではない」と判断。男性は最長で月200時間を超える長時間労働のストレスから強迫性障害と診断され、08年11月に自殺。10年9月に千葉労働基準監督署が労災認定した。

2010年1月に鹿児島県薩摩川内市の九州電力川内原発1号機で作業員7人が死傷した事故で、業務上過失致死傷容疑などで書類送検された九電社員ら8人について、鹿児島地検は不起訴にする方針。遺族が殺人容疑で告訴した所長ら5人も容疑なしで不起訴とする。地検は送検8人のうち現場にいた1人を起訴猶予、6人を不起訴とする見通し。亡くなつた男性も業務上過失傷害容疑で送検されたが不起訴とする。

12/25 飛び降り自殺した男性行員に労使協定で定めた限度を超えて時間外労働をさせていたとして、肥後銀行(熊本市)が労働基準法違反(長時間労働)の罪で罰金20万円の略式命令を受けた。熊本労働基準監督署が3月、同法違反容疑で書類送検。熊本区検が11月29日付で略式起訴し、熊本簡裁が12月6日付で略式命令を出した。命令は25日付で確定。同行は既に罰金を納付している。

過労のため自殺したとして、飲料水配達会社に勤めていた男性(27)の両親が会社に約8300万円の賠償を求めた訴訟が、解決金6000万円を支払うなどの内容で、大阪地裁で和解した。会社が謝罪し再発防止策などを記した書面を全従業員に配ることも盛り込まれた。男性は2008年4月、「日東フルライン」に就職、7月に1ヶ月間の時間外労働が104時間になりうつ病を発症、8月2日に自殺した。